平成２７年（フ）第３６５８号
大阪府枚方市野村元町32番21―11号
債務者　後藤　　瞳
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９０３号
大阪市鶴見区今津南３丁目６番14号
債務者　上農　治之
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６６０号
東京都調布市深大寺北町６丁目43番地19
債務者　山本　容子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７５４号
東京都稲城市矢野口3750番地の６メルペール203
債務者　横田　智之
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７８８号
東京都国分寺市新町３丁目６番地41ファミール新町202
債務者　関口　麻里
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３９３号
岡山県和気郡和気町吉田1121番地１
債務者　高原　**靜**代
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０１号
東京都武蔵村山市大南５丁目68番地の２ティーコートみゆきＡ棟205号
債務者　宮本　　健
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７６０号
東京都立川市上砂町５丁目64番地の11
債務者　小野　裕子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７１号
東京都町田市本町田2379番地公社住宅ホ６―313
債務者　加藤さちこ
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７９号
東京都八王子市下恩方町747番地３
債務者　鈴木　藤男
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４２７号
神奈川県藤沢市大庭5005番地の５
債務者　大内　光宏
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４３７号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目64番５―302号
債務者　松尾　藍香
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４４８号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目39番地18　相武ハイツＢ　105号室
債務者　平本　尚道
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５９７号
横浜市泉区上飯田町1097番地４　フラワーハイツ101号
債務者　本間明日香
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１２号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目11番３―203号メゾンクレパス、住民票上の住所沖縄県浦添市港川１丁目39番７号
債務者　神田　昭光
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８３９号
福岡県糸島市志摩御床411番地
破産者　株式会社クレッシェンド
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部